

国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																																				
<p>本則</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 学長の権限に属する旅行命令権の一部を、次の表の左欄に掲げる者に同表の右欄に掲げる範囲において委任する。</p> <table border="1" data-bbox="176 453 1008 1401"> <thead> <tr> <th>受任者</th> <th>委任の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事(総務・財務担当)</td> <td>事務局長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>部長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>所属する副部長又は課長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>財務部長</td> <td>監査室長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>課長、監査室長及び地区事務部事務長</td> <td>当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>農学府長及び農学部長</td> <td>農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(農学府長、農学部長を除く。)</td> <td>当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> </tbody> </table>	受任者	委任の範囲	理事(総務・財務担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限	事務局長	部長に対し旅行命令を発する権限	部長	所属する副部長又は課長に対し旅行命令を発する権限	財務部長	監査室長に対し旅行命令を発する権限	課長、監査室長及び地区事務部事務長	当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	(追加)		国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(農学府長、農学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	<p>本則</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 学長の権限に属する旅行命令権の一部を、次の表の左欄に掲げる者に同表の右欄に掲げる範囲において委任する。</p> <table border="1" data-bbox="1072 453 1904 1401"> <thead> <tr> <th>受任者</th> <th>委任の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事(総務・財務担当)</td> <td>事務局長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>部長、副部長、課長及び監査室長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td>課長、監査室長及び地区事務部事務長</td> <td>当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>農学府長及び農学部長</td> <td>農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>工学府長及び工学部長</td> <td>工学府又は工学部の用務及び小金井地区事務部事務長に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(農学府長及び農学部長並びに工学府長及び工学部長を除く。)</td> <td>当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> </tbody> </table>	受任者	委任の範囲	理事(総務・財務担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限	事務局長	部長、副部長、課長及び監査室長に対し旅行命令を発する権限	(削る)		(削る)		課長、監査室長及び地区事務部事務長	当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	工学府長及び工学部長	工学府又は工学部の用務及び小金井地区事務部事務長に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(農学府長及び農学部長並びに工学府長及び工学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	
受任者	委任の範囲																																					
理事(総務・財務担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限																																					
事務局長	部長に対し旅行命令を発する権限																																					
部長	所属する副部長又は課長に対し旅行命令を発する権限																																					
財務部長	監査室長に対し旅行命令を発する権限																																					
課長、監査室長及び地区事務部事務長	当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																																					
農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																																					
(追加)																																						
国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(農学府長、農学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																																					
受任者	委任の範囲																																					
理事(総務・財務担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限																																					
事務局長	部長、副部長、課長及び監査室長に対し旅行命令を発する権限																																					
(削る)																																						
(削る)																																						
課長、監査室長及び地区事務部事務長	当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																																					
農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																																					
工学府長及び工学部長	工学府又は工学部の用務及び小金井地区事務部事務長に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																																					
国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(農学府長及び農学部長並びに工学府長及び工学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																																					

組織運営規則第6条及び第7条に規定する学内施設の長(学術研究支援総合センター長を除く。)	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	組織運営規則第6条及び第7条に規定する学内施設の長(学術研究支援総合センター長を除く。)	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	
FSセンター長	当該センターの用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限。ただし、外国への出張については農学部長とする。	FSセンター長	当該センターの用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限。ただし、外国への出張については農学部長とする。	
機器分析施設長	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	機器分析施設長	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	
遺伝子実験施設長	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	遺伝子実験施設長	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	

附 則 (細則第9号)

この細則は、平成26年9月1日から施行する。